

公益財団法人新制度移行の経過等について

1 経過

20年12月1日 法人制度改革関係3法（新法）が施行された。

公益財団法人の認定を得るまでの間、水交会は特例民法法人として位置づけられ、財団法人水交会の名称はそのまま、「寄付行為」は自動的に「定款」とみなされ、民法法人が新法に適合するためには定款の変更（理事会、代表理事、評議員、評議員会の設置、選任等）が必要とされていた。

当法人は、いわゆる「二段ロケット方式」（先ず必要な機関を設置した後に事業の公益性についての審査を経て認定を取得する方式）で公益認定を受けるべくさまざまな検討、改善、実質的変革に取り組み、新評議員選定会議の設置・選任を経た後に、寄付行為を新制度の法令等に準拠した新定款への変更が旧主務官庁（厚労省・防衛省）から平成21年9月15日に認定され、併せて関連する諸規則類も改正し、平成21年10月6日に登記して、いわゆる機関設置型の特例民法法人として新たな体制で事業運営を行うこととなった。その後、公益移行認定申請は当初計画のとおり平成22年度内を企図して認定取得準備作業を進捗させ、諸般の事情（他法人の去就、認定等委員会の都合等）から22年度内認定取得は叶わなかったが、平成23年3月1日に正式申請（電子申請）、同年6月23日（内閣総理大臣による）認定を得て、同年7月1日に登記を完了し、新たに公益財団法人水交会として再発足することとなった。

2 今後の対応等

(1) 基本事項

新定款第3条（目的）『この法人は、海上武人の良き伝統精神を継承しつつ、海洋安全保障に関わる思想の普及、施策・活動に対する協力及び先人の慰霊顕彰を行うとともに、地域社会活動を支援し、併せて会員相互の一体感の高揚を図り、もって国政の健全な運営の確保に寄与することを目的とする。』及び第4条（事業；次項参照）に基づき、認定取得要件とした公益目的事業等を推進することで社会貢献するものである。その際、従来の法人としての活動を本質的に変えないことで認定取得できているが、本部と支部のガバナンスと会計の一体化は今後とも極めて重要な認定継続の要件であるので、これを堅持することとしている。

(2) 公益目的事業等区分（定款第4条第1項関係各号）

公1；海洋安全保障の研究及び普及（第1号）

「水交」誌の発刊・公開事業等
講演会・記念行事の実施等
関係研究活動の実施・図書・資料等の発刊・公開等事業
防衛関係諸団体等との連携
取材等協力

公2；海上自衛隊等の施策・活動に対する協力支援及び地域社会への寄与（第2号、第4号）

海外活動支援事業
教育訓練等支援事業
主催行事への招待・各地の各種行事への協力・支援事業
地方自治体の諸活動への協力・支援事業

公3；戦没者・殉職者等の慰霊顕彰及び遺族等の援護（第3号）

慰霊行事、祭典等事業（今後の慰霊顕彰のあり方検討も含む）
遺族援護等事業
戦没・殉職者調査及び照会等事業

公4・収1；集会設備の設置及び運営（公益・収益に区分）（第5号）

集会設備（クラブ）の運営・管理事業・・・会議室貸与、軽食等の提供、図書等の斡旋販売など

他1；会員相互扶助等（第6号）

慶弔に関する事業
会員相互の情報交換等に関する事業
その他親睦に係る諸行事

(3) 公益認定取得に伴う利点の活用

「水交会」が公益財団法人を標榜することによる誇りと自信に裏打ちされた諸活動の活性化、寄付優遇税制等の利点も活かした宣伝にも努めて大いに会勢拡充に結び付ける。